

保育料・副食費について

◆保育料表 ※年齢は、4月1日現在

税等区分		標準時間 月額保育料(円)			短時間 月額保育料(円)			
		階層区分	3歳未満児	3歳以上児	階層区分	3歳未満児	3歳以上児	
生活保護法による被保護世帯		H	0	0	T	0	0	
市町村民税非課税	特定世帯※	H1	0	0	T1	0	0	
	特定世帯以外		0	0		0	0	
市町村民税所得割額課税世帯	48,600円未満	①特定世帯※	H2	6,200	0	T2	6,000	0
		②特定世帯以外		12,400			0	
	48,600～ 57,699円	①特定世帯※	H3	6,200	0	T3	6,000	0
		②特定世帯以外		18,600			0	
	57,700～ 72,799円	①特定世帯※	H4	6,200	0	T4	6,000	0
		③特定世帯以外		18,600			0	
	72,800～ 77,100円	①特定世帯※	H5	6,200	0	T5	6,000	0
		③特定世帯以外		23,800			0	
	③77,101～96,999円		H6	23,800	0	T6	23,000	0
	97,000～132,999円		H7	31,100	0	T7	30,000	0
	133,000～168,999円		H8	38,400	0	T8	37,000	0
	169,000～234,999円		H9	46,700	0	T9	45,000	0
235,000～300,999円		H10	52,900	0	T10	51,000	0	
301,000～396,999円		H11	56,000	0	T11	54,000	0	
397,000円以上		H12	62,300	0	T12	60,000	0	

※「特定世帯」は、「ひとり親世帯(児童扶養手当受給資格を有する世帯に限る。)」または「在宅障がい児(者)のいる世帯(特別児童扶養手当受給資格を有する世帯含む。)」が該当します。

※年収360万未満相当世帯とは特定世帯以外の場合3階層まで、特定世帯の場合5階層までが目安です。

きょうだい2人以上の児童が、保育園・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業所等に入園している場合は、2人目の児童の保育料は上表の半額、3人目以降は無料となります。ただし、以下の場合は軽減が拡大されます。

- ① 上記表の階層区分H2～H5、T2～T5の特定世帯に該当する場合は、児童※1のきょうだいの年齢に関係なく、2人目以降は無料となります。
- ② 上記表の階層区分H2～H3、T2～T3の特定世帯以外に該当する場合は、児童※1のきょうだいの年齢に関係なく、2人目の児童の保育料は上表の半額、3人目以降は無料となります。
- ③ 上記表の階層区分H4～H5、T4～T5の特定世帯以外に該当する場合、及びH6・T6に該当する場合は、保護者が現に扶養している児童(18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者)が3人以上いる場合、3人目以降の保育料は無料となります。

注)上記の条件や金額は制度の改正により変更することがあります。

※1 保育料の算定対象となる児童